

改正後	改正前
<p>1 適用範囲 略</p> <p>2 定義</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) フコイダン含有食品</p> <p>ここでいう「フコイダン含有食品」とは、本規格基準の原材料規格に合致したオキナワモズク由来フコイダン、ガゴメ昆布由来フコイダン、又はメカブ由来フコイダンを含有する原材料を用い、その他の原材料を加え食用に適するように加工したものであって、フコイダン原末として1日の摂取目安量、オキナワモズク由来フコイダン 100～4,000 mg、ガゴメ昆布由来フコイダン 50～400 mg、又はメカブ由来フコイダン 100～1,000 mg を摂取できるように設計されたものをいう。なお、複数の基原に由来するフコイダンを混合する場合はフコイダン原末としての合算値とし、<u>使用した各基原フコイダンについて個別にその上限値に占める割合 (%) を算出し、それらの合計値が 100 を超えないように設計されたものをいう。ただし下限値は 100 mg とする。</u></p> <p>(7) フコイダン含有飲料</p> <p>ここでいう「フコイダン含有飲料」とは、本規格基準の原材料規格に合致したオキナワモズク由来フコイダン、ガゴメ昆布由来フコイダン、又はメカブ由来フコイダンを含有する原料を用い、その他の原材料を加え食用に適するように加工した飲料であって、フコイダン原末として1日の摂取目安量、オキナワモズク由来フコイダン 100～4,000 mg、ガゴメ昆布由来フコイダン 50～400 mg、又はメカブ由来フコイダン 100～1,000 mg を摂取できるように設計された飲料をいう。なお、複数の基原に由来するフコイダンを混合する場合はフコイダン原末としての合算値とし、<u>使用した各基原フコイダンについて個別にその上限値に占める割合 (%) を算出し、それらの合計値が 100 を超えないように設計されたものをいう。ただし下限値は 100 mg とする。</u></p> <p>3 製品規格 以下略</p>	<p>1 適用範囲 略</p> <p>2 定義</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) フコイダン含有食品</p> <p>ここでいう「フコイダン含有食品」とは、本規格基準の原材料規格に合致したオキナワモズク由来フコイダン、ガゴメ昆布由来フコイダン、又はメカブ由来フコイダンを含有する原材料を用い、その他の原材料を加え食用に適するように加工したものであって、フコイダン原末として1日の摂取目安量、オキナワモズク由来フコイダン 100～4,000 mg、ガゴメ昆布由来フコイダン 50～400 mg、又はメカブ由来フコイダン 100～1,000 mg を摂取できるように設計されたものをいう。なお、複数の基原に由来するフコイダンを混合する場合はフコイダン原末としての合算値とし、フコイダン原末が1日の摂取目安量 100～2,000 mg を摂取できるように設計されたものをいう。</p> <p>(7) フコイダン含有飲料</p> <p>ここでいう「フコイダン含有飲料」とは、本規格基準の原材料規格に合致したオキナワモズク由来フコイダン、ガゴメ昆布由来フコイダン、又はメカブ由来フコイダンを含有する原料を用い、その他の原材料を加え食用に適するように加工した飲料であって、フコイダン原末として1日の摂取目安量、オキナワモズク由来フコイダン 100～4,000 mg、ガゴメ昆布由来フコイダン 50～400 mg、又はメカブ由来フコイダン 100～1,000 mg を摂取できるように設計された飲料をいう。なお、複数の基原に由来するフコイダンを混合する場合はフコイダン原末としての合算値とし、フコイダン原末が1日の摂取目安量 100～2,000 mg を摂取できるように設計された飲料をいう。</p> <p>3 製品規格 以下略</p>